

平成18年8月17日
国家公安委員会・警察庁

平成17年政策評価実施結果報告書

平成17年政策評価の実施に関する計画に基づき実施した実績評価、事業評価及び総合評価の結果の概要並びに同年における評価結果の政策への反映状況については下記のとおりである。

記

1 実績評価

- (1) 平成16年における実績評価の経過について、経過報告書を作成するとともに、平成17年実績評価計画書に定めた7の基本目標及び28の業績目標について、業績目標ごとに定めた業績指標を測定することにより、各業績目標の実現状況を把握した。
- (2) 「基本目標4 安全かつ快適な交通を確保する 業績目標5 道路交通環境の整備の推進」について、8年4月から15年3月までを評価期間とする評価書を作成した。交通安全施設等整備事業は、交通人身事故の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等に多大な効果があることが認められたことから、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に規定する社会資本整備重点計画に基づき、今後も交通安全施設等整備事業を継続・拡大していくこととした。

2 事業評価

(1) 事前評価

平成18年度警察庁予算概算要求の重点事項とする政策について、事前評価を実施し、その結果を予算概算要求に反映させた。

(2) 事後評価

ア 「街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備」について、平成14年から16年までを評価期間とする評価書を作成した。一定の有効性及び効率性が認められたことから、街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備を継続することとした。

イ 「警察庁における行政手続の電子化」について、14年から16年までを評価期間とする評価書を作成した。公平性、一定の有効性及び効率性が認められる一方、改善を要する事項も見受けられたことから、警察庁ホームペ

- ージ（ウェブサイト）の利便性を向上させることなどの改善を図った。
- ウ 「電話異性紹介営業に係る児童買春の防止のための対策」について、14年から17年までを評価期間とする評価書を作成した。有効性及び効率性が認められたことから、今後とも無店舗型電話異性紹介営業に対する規制の徹底や出会い系サイトに係る児童買春の取締り等を推進していくこととした。
- エ 「飲酒運転対策」について、14年から17年までを評価期間とする評価書を作成した。有効性及び効率性が認められたことから、今後とも悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反である飲酒運転の厳正な取締りを推進していくこととした。
- オ 「交通事故自動記録装置の整備」について、14年から17年までを評価期間とする評価書を作成した。有効性及び効率性が認められたことから、今後とも、補助金による整備を推進していくこととした。
- カ 「留置施設の整備と留置業務の効率化」について、事業の実施状況、目的の実現状況等について把握し、経過報告書を作成した。

3 総合評価

- (1) 「総合的な被害者対策の推進」について、平成14年から16年までを評価期間とする評価書を作成した。個々の施策の進ちょく状況に差はあるが、警察の被害者対策には一定の成果が認められたことから、政策評価の結果を、警察庁における「平成17年度被害者対策推進計画」に反映し、都道府県警察に通達するとともに、改善等を要するとした施策の見直しの検討や関係機関・団体との連携強化を図るなど、被害者対策の一層の推進に努めることとした。
- (2) 「警察改革の推進」について、14年から16年までを評価期間とする評価書を作成した。評価の結果を踏まえ、警察改革を持続的に断行し、治安と信頼の回復を図るための指針として、「警察改革の持続的断行について - 治安と信頼の回復に向けて -」（平成17年12月、国家公安委員会・警察庁）を策定し、この指針に掲げる諸対策を推進し、警察改革の持続的断行を図ることとした。
- (3) 「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」について、経過報告書を作成し、16年中の推進状況を重点的に考察し、対策の効果や問題点について把握した。
- (4) 「緊急治安対策プログラムの推進」について、経過報告書を作成し、「緊急治安対策プログラム」策定から17年上半期までの取組み実績とその過程で把握した問題点を明らかにした。